

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

官民協働による住民主体の地域づくり推進事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

宮城県加美郡加美町

3 地域再生計画の区域

宮城県加美郡加美町の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

加美町の人口は1955年の38,718人をピークに減少し続け、2019年3月末時点では23,215人まで減少、高齢化率も35.92%に到達している。人口減少・少子高齢化の進行は空き家、耕作放棄地、森林の荒廃、公共交通の撤退など、地域が抱える課題を多様化、深刻化させただけでなく、これまで地域課題の解決を担ってきた行政の「公」、行政区など地縁型コミュニティの「共」、市場サービスの提供主体である「私」のそれぞれが、財政状況の悪化、担い手不足や世代間の乖離による地域力の低下、需要減少や採算悪化による撤退等により課題解決能力を低下させ、さまざまな隙間が生じる原因となった。その隙間を埋めるには、地域課題解決の新たな担い手となる地域運営組織等の形成を推進し、同時に多様な主体の協働による課題解決の仕組みづくりが必要である。

そこで「自分たちのまちのことは、みんな考え、みんなの力で解決していく」協働のまちづくりを目指し、平成28年に「加美町まちづくり基本条例」を制定したが、具体的な指針や行動計画等が整備できておらず、実際の活動に結び付いていない。また、一部の地域では公民館単位等で地域活動を行うコミュニティ組織が形成されているが、住民間の交流を深める活動を主とし、課題解決型の能力が備わっているとは言い難い。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

平成27年に策定された第二次加美町総合計画では、まちづくりの基本理念として「共生」「協働」「自治」を掲げている。住民と行政は対等なパートナーとして、また、それぞれの地域に住む人々が自ら考え行動し、魅力ある持続可能な地域づくりに参画することで地域に対する誇りと安らぎが実感できるまちづくりをめざしている。

その基本理念に基づき、小学校区・公民館区等の集落生活圏ごとに地域運営組織を形成し、各地域が抱える独自の課題の自立的な解決を図る。同時に市民活動団体等多層的な担い手が、それぞれの関心や問題意識に基づくまちづくり活動を展開することで住民自治の深化が期待される。

まちづくりに関わる組織・団体と行政が対等なパートナーとして協働し、幅広い分野の地域課題の解決を図ることで、町内のどこに住んでいても将来にわたり健康で幸福に暮らせる持続可能な加美町の実現をめざす。

【数値目標】

K P I	事業開始前	2020年度増加分	2021年度増加分
	(現時点)	1年目	2年目
地域運営組織形成数(件)	2	1	1
コミュニティビジネス事業数(件)	1	0	1
法人化数(一般社団法人及びNPO法人)	4	0	0

2022年度増加分	K P I 増加分
3年目	の累計
3	5
3	4
2	2

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

官民協働による住民主体の地域づくり推進事業

③ 事業の内容

地域課題の自立的解決に向け、小学校区・公民館区等の集落生活圏における「地域運営組織」の形成と自治力の育成を行う。地域の現状や将来予測される事態の正しい把握、住民相互の意識の醸成、地区計画策定、組織づくり、自立性を確保できる事業の立案など段階的かつ伴走型な支援を行う。同時に、市民活動団体等の育成及び自立的な活動に対するサポートを行い、住民自治に根差したまちづくりを一体的に推進する。

また、幅広い地域課題を解決するためには、行政と地域運営組織や市民活動団体等の多層的な担い手の協働が必要となる。住民組織の自立的な活動を促し、住民主体の議論と合意形成に基づくまちづくりを実現するため、中立の立場で地域コミュニティ・市民活動・行政・企業を総合的に支援する中間支援組織の形成や市民活動支援センター等の設置をめざす。

そのために、町は明確なビジョンを持ち、「地域自治組織推進」「市民活動推進」「庁内体制整備」の3つの計画を一体的に策定し、協働のまちづくりを多角的に推進していく。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

地域人口の現状分析や将来予測が見える化した加美町人口シミュレーションや、地域へのアンケート調査等の結果を共有し、地域住民による将来ビジョンの策定を促す。また、人材育成やコミュニティビジネスの推進、直売所や農泊など新たな取組の支援等をワンセットで展開し、生活サービスの維持・確保に向け、地域住民が仕事として自立し、主体的に取り組んでいく体制を構築していく。

中間支援組織においては、地域コミュニティ、市民活動、行政、企業の4つのセクターの総合支援を通じて自主財源を生み出していく。

【官民協働】

小学校区、公民館区等の複数からなる集落生活圏において地域運営を進めていくため、行政区等の地縁組織だけでなく、社会福祉協議会や農業協同組合などの地域団体のほか、様々な主体の参画による地域運営のしくみづくりを進める。

その中で行政は地域における将来ビジョンの策定や地域運営組織の形成、市民活動団体の形成と法人化、コミュニティビジネスの創出に関する伴走型支援や団体間の情報共有及び交流のコーディネートを行う。また、地域運営組織等の創成期における活動費助成のほか、コミュニティビジネスへの業務委託など団体の自立化を支援する。

【地域間連携】

本町と同様の課題を共有する自治体や先進自治体、広域として宮城県との連携をさらに強め、ノウハウや経験の共有など円滑な事業推進に向けた体制を整える。

【政策間連携】

高齢者支援や空き家対策、耕作放棄地・荒廃森林対策、生活支援対策、防災など、地域が抱える諸課題について、地域住民による課題の整理や将来ビジョンの策定を通じて、地域のニーズを踏まえた仕事を創出する。各分野にまたがる地域課題の解決と地域の若者や高齢者などの雇用を創出する。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

毎年度、3月末時点のKPIの達成状況をひと・しごと推進課が取りまとめる。

【外部組織の参画者】

総合戦略審議会を構成する有識者や議会の関与を得ながら検証結果をまとめるとめる。

【検証結果の公表の方法】

毎年度、ホームページで公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 9,802千円

⑧ 事業実施期間

2020年4月1日から2023年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 地域運営組織等支援事業

ア 事業概要

①形成支援

地区計画・ビジョン等作成、事業試行等、地域運営組織形成のための事業を組織的に行う地域に対して助成する。

②運営支援

組織化された地域運営組織の運営経費・事業費の一部に対して助成する。

イ 事業実施主体

宮城県加美郡加美町

ウ 事業実施期間

2020年4月1日から

(2) 地域おこし協力隊活用事業

ア 事業概要

地域活動・市民活動及びその中間支援を行うことのできる人材を育成する。

イ 事業実施主体

宮城県加美郡加美町

ウ 事業実施期間

2020年4月1日から

(3) 加美町町民提案型まちづくり事業

ア 事業概要

市民活動団体等が企画・提案するまちづくり事業に対して必要経費の一部を助成する。

イ 事業実施主体

宮城県加美郡加美町

ウ 事業実施期間

2012年4月1日から

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2023年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。